

税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、関税法令に対する違反が、それぞれの国の経済上、財政上、社会上、文化上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定であって両締約国政府が締結しているものを考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、バングラデシュ人民共和国においては財務省内資金局国家歳入庁をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料その他の税又はそれぞれの国の関税領域の境界を越えて規制物品が移動することについての禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。
- (c) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。
- (d) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。
- (e) 「情報」とは、両締約国政府のデータ、文書、報告その他のあらゆる形式の情報（これらの電子的な又は証明された若しくは認証された写しを含む。）をいう。
- (f) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (g) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関する全ての情報をいう。

(h) 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(i) 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

第二条 協定の適用範囲

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援を行う。

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払う。

3 この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条 情報の伝達

1 両税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するために情報の交換を通じて相互に支援を行う。

2 一方の税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、他方の税関当局の国の関税領域における関税法令違反となるおそれがある行為に関する利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3 一方の税関当局は、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る重大な関税法令違反に関連するものであると認める場合には、可能な限り、自己の発意により、当該他方の税関当局に対して当該情報を遅滞なく提供する。

第四条 要請に基づく支援

1 被要請当局は、要請に基づき、要請当局に対して次の情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b) 当該要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

(c) 一方の税関当局の国の関税領域を通過し、他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否か。

2 要請に基づき、1の規定に従って提供される情報には、当該要請の対象である物品の通関のために用いた税関手続を含める。

第五条 特別な監視

被要請当局は、要請に基づき、自己の利用可能な資源の範囲内で、次のものについて要請当局に対して情報を提供し、及び特別な監視を行う。

- (a) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反を行ったこと又は行おうとしていることが当該要請当局によって知られており、又は疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）
- (b) 当該要請当局の国の関税領域に向けた不正取引の対象である疑いがあると当該要請当局によって通報された輸送中又は蔵置中の物品
- (c) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為のために使用されたこと又は使用されようとしていることが当該要請当局によって知られており、又は疑われている輸送手段
- (d) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為に関連して使用されていること又は使用さ

れたことが当該要請当局によって知られており、又は疑われている施設

第六条 要請の伝達

1 この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によって行う。当該要請には、その要請の実施のために有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、口頭による要請も、行われ、及び受理されることができ。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面によって確認されるものとする。

2 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

- (a) 要請当局の名称
- (b) 要請に関連する手続の種類
- (c) 要請の目的及び理由
- (d) 判明している場合には、要請に係る者の氏名又は名称及び住所
- (e) 検討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素
- (f) 要請に関連するその他の事実

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達する。

4 この協定の目的のため、両税関当局は、伝達について責任を負う職員を指定し、及び両税関当局の間で指定される職員の連絡先の詳細の一覧表を交換する。当該一覧表の変更については、両税関当局の間で遅滞なく伝達する。

第七条 要請の実施

1 被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2 被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ速やかに転送する。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第八条 他方の締約国政府の国の関税領域における職員の立会い

1 被要請当局は、自国の関税領域において行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。

2 要請当局の職員による被要請当局の国の関税領域における立会いは、専ら助言的な立場によるものと

し、当該被要請当局が定める条件に従う。

3 要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、当該被要請当局の同意及び当該被要請当局が課する条件の下で、次のことを行うことができる。

(a) 当該被要請当局の官署において、当該被要請当局の職員を通じて文書、記録その他関連するデータを閲覧すること。

(b) 文書、記録その他関連するデータを複写すること。

4 要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格の証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、また、武器を携帯してはならない。当該職員は、自己が行ういかなる違反についても責任を負う。当該職員は、当該被要請当局の国の国内法令の範囲内で、当該被要請当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

第九条 情報の使用及び秘密性

1 この協定に従って受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該

情報を提供した税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

2 1の第二文の規定にかかわらず、情報を受領した税関当局は、情報を提供した税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って受領した情報を自国の関連する法執行機関に提供することができ、当該法執行機関は、1の第一文、3及び4並びに次条に定める条件に従って当該情報を使用することができる。

3 各締約国政府は、この協定に従って受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供した税関当局の国の法令に基づいて与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供した税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4 個人情報とは、その提供又は提供された個人情報の使用が当該個人情報を提供する税関当局の国の法令に反することになると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、提供してはならない。

5 この条の規定は、情報を受領した税関当局の国の法令に基づいて義務付けられている限度において当該

情報を使用し、又は開示することを妨げるものではない。当該情報を受領した税関当局は、可能な限り当該情報を提供した税関当局に対し、その開示について事前に通報する。

第十条 刑事手続

1 この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されてはならない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得る。

3 2の規定に従って他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、情報を提供した税関当局に対し、当該同意を得るために有益であると認められる関連情報を提供することができる。

4 情報を提供した税関当局は、合理的な期限内に事前の同意を与えるために必要な措置をとるよう努める。当該同意を与えることができない場合には、他方の税関当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び

その理由を提供する。

5 この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国の法令に定める他の経路を通じ当該他方の締約国政府に対して情報を要請することを妨げるものではない。

第十一条 例外

1 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害すると考える場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課することができる。

2 要請当局は、被要請当局によって同様の要請が行われたならば実施することができないであろう場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。そのような要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3 被要請当局は、支援が現に行われている調査、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。この場合において、当該被要請当局は、自己が必要とする条件に従って支援を行うことが可能かどうかを決定するために要請当局と協議する。

4 被要請当局は、要請を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を延期し、又は拒否する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

第十二条 技術協力

両税関当局は、必要かつ適切な場合には、研究、開発及び試験であつて、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び手法に関するもの、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十三条 費用

1 両締約国政府は、この協定の実施によつて必要となる費用の支払を請求することはない。

2 要請を実施するために高額な又は特別な性質の費用が必要となる場合には、両税関当局は、当該要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十四条 協定の実施

この協定に定める協力及び支援は、両税関当局によつて直接行われる。このため、両税関当局は、必要に

応じ、詳細な取決めを作成することができる。

第十五条 紛争解決

- 1 この協定の解釈及び適用に関する全ての紛争は、両税関当局の間の友好的な協議を通じて解決する。
- 2 1に規定する紛争は、両税関当局が解決に達することができなかつた場合には、外交上の経路を通じて解決する。

第十六条 改正

この協定は、両締約国政府の間の外交上の公文の交換を通じた両締約国政府の合意によって改正することができる。その改正は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、次条に定める条件と同じ条件に従って効力を生ずる。

第十七条 効力発生

この協定は、署名の日に効力を生ずる。

第十八条 終了

- 1 この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府

に対し外交上の経路を通じてこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ五年の期間、自動的に延長されるものとする。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行った日から三箇月で効力を生ずる。

2 終了の時に現に行われている支援は、この協定に従って完了されるものとする。

第十九条 地理的適用

この協定は、両国の関税領域について適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年四月二十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

Bangladesh People's Republic Governmentのために

